

第1回高知県レッドデータブック（動物編）改訂委員会 議事録（要旨）

【日 時】令和8年7月27日（月）13：00～14：30

【場 所】高知城ホール（2階 小会議室）

【参加者】＜改訂委員＞

佐藤委員、斉藤委員、谷地森委員、高橋委員、伊谷委員、坂本委員
三本委員、辻委員、目崎委員

＜事務局＞

高知県林業振興・環境部自然共生課（4名）
四国自然史科学研究センター（2名）

＜取材＞

1社

1 開 会

- 開会挨拶（自然共生課長）
- 事務局（自然共生課）から各委員の紹介と、事務局である自然共生課及び委託事業受託者の四国自然史科学研究センターの紹介がなされた。
- 事務局（自然共生課）から本日は委員全員が出席していることから、本委員会は成立することが伝えられた。

2 議 事

（1）高知県レッドデータブック（動物編）改訂委員会の設置について

- 事務局から当委員会及び分科会の設置目的や体制などについて説明がなされた。
- 委員長には佐藤委員が互選により選任された。
- 副委員長には佐藤委員長の指名により斉藤委員が選任された。

（2）高知県レッドデータブック（動物編）の改訂について

- 事務局から改訂基本方針案について説明がなされた。
 - ・改訂するもの
 - ・改訂基本方針案
 - ・分科会の構成及びメンバー等
 - ・スケジュール

各委員の発言（順不同）及び回答

①改訂基本方針案について

【カテゴリー選定の基準について】

- 環境省の基準に従うべきだと考えるが、定性的要件を排除することは非現実的。
- 絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）ではなく、ⅠA類、ⅠB類に分けるべき。
- 魚類では採点表を作成する採点方式を用いる予定。
- どういう基準、根拠に基づいた評価なのかを明確にし、対外的に説明できるようにすべきではないか。
- 採点表の項目を今から検討するとなると難しいため、愛媛県のカテゴリー区分を準用する方が良いのではないか。
- 分類群によっては過去の調査データが少なく、個体数や個体群の数値評価が難しいものもあり、代替的な指標を用いることで評価が可能なものもある。
- ⇒ ●何人かの委員からは愛媛県のカテゴリー区分を参考に、ある程度は統一ができるのではないかと意見が出た。
- この場で全ての分科会の選定基準を統一することは困難であり、各分科会の中でどういうやり方ができるか、どういうやり方が適当なのかを検討する。

【海産生物について】

- 他県では入れているところもあるが、高知県では海産生物について分科会を設ける検討をしないのか。
- 海産魚類を対象に入れるとなると、対象種が3,000種近くになる。
また、深海や遠洋のものを除いた沿岸のものに限られてくるのではないか。
- 魚類よりも海生の無脊椎動物を検討する分科会が少なすぎないか。例えば、棘皮動物や、原索動物等を海洋県である高知県が検討しないでもいいのか。
例えば10番目の分科会として、その他の海産無脊椎動物を作るべきではないか。
- 対象範囲については水深40m以浅、高気圧潜水が可能な範囲にしてはどうか。
- ただ、海に関してはデータの取得と評価が非常に難しい。
希少と考えられた種が、探してみると他の生息地で普通に発見されるということが起こり得る。
対象に入れるとしても、実際にレッドリストとして選定されない可能性もある。
- 海産魚類を対象とする場合、評価できる専門家がいるのか。
- ⇒ ●研究している方はいるが、絶滅危険度について定量的な評価ができるかどうか課題。
- 新たに分科会を立ち上げるにしても、分科会長を担える方がいるかどうか。
- 海産生物全てを対象とするのではなく、特徴的な数種類であれば入れられる可能性があるのではないか。
- ⇒ ●この場で海産生物をどこまで扱うのか、分科会を立ち上げるのか等の結論を出すことは困難。

- 各分科会の中でどこまで対象にできるか、どこまで評価できるのか検討する。
(検討を行う分科会は、海の中で一生生活する種類のいない鳥類、昆虫類、クモ・ザトウムシ類以外とする。)

【データのクラウド管理等について】

- 調査データをクラウドへ格納するタイミングは、その都度か、期限を切るか。
 - ⇒ ●分科会によって調査の進捗が異なることが予想されるため、データ格納のタイミングは各分科会の判断とするが、各年度末には中間報告を行うため、少なくともその時点のデータは格納する。
 - クラウドは GoogleWorkspace を活用する予定。
 - クラウド内には改訂委員会のフォルダ及び各分科会のフォルダを設け、各分科会のフォルダへのアクセス権限はその分科会委員までとし、他分科会のフォルダは閲覧できない仕様とする。
 - クラウドの容量を増量する必要がある場合は、随時、事務局へ相談する。
 - 緯度経度に関する情報は 10 進法で入力するが、絶対に公開しないよう注意すべき。
 - 調査データ及び写真等の研究成果は本事業の途中であっても論文等で発表することが可能か。
 - 今回の調査で採取した標本の管理・保管及びその費用についてどう考えるべきか。
 - 調査データ等の著作権は県ではなく、調査した者にあるべきで、自由な使用を認めてほしい。
- また、写真の二次使用については県もその他の者も必ず許可を取ってほしい。
- ⇒ ●調査データ等の著作権及び標本の管理・保管については事務局で検討を行ったうえで結果をお伝えする。

②分科会の構成及びメンバー等について

【役職について】

- 分科会委員と調査員の違いは何か。
- ⇒ ●分科会の運営に関わるかどうかに着目し、分科会の中で調査の方針やスケジュール等の議論に関わる方を分科会委員、委員の指示の下、現地調査を行う方を調査員とする。

③スケジュールについて

- 意見なし

(3) その他

【他分科会との合同調査や協力及び保険について】

- 効率的な調査を行うため、離島や地下水脈の調査等、他分科会との共同調査ができるものは協力した方が良い。

- 分科会委員及び調査員には保険をかけてほしい。
- ⇒ ●他分科会との合同調査（離島、地下水脈、海岸のドローン調査等）についての提案があれば随時、事務局へ相談する。
- 他分類群の調査で得られた情報は随時、共有することを依頼。
- 全員に保険をかける予定であることを説明。

【予算について】

- 分科会毎に予算を計上している旨を説明。
- 分科会委員の謝金の内容についても説明。

3 閉 会

- 事務局から第2回改訂委員会は年度末に予定していることを伝え、閉会。